

鋼 船 規 則

P 編

海洋構造物等

規
則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 10 月 25 日 規則 第 116 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 10 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 10 月 25 日 規則 第 116 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

11 章 機関

11.1 一般

11.1.4 機関に対する一般要件*

-5.を次のように改める。

-5. 機関は船外からの援助を受けることなく、デッドシップ状態から運転に入ることができるものでなければならない。ただし、海域を制限された船舶~~（最大搭載人員の多い船舶を除く。）~~にあっては、この限りでないが、最大搭載人員の多い船舶にあっては特別な考慮を払わなければならない。

12 章 電気設備

12.1 一般

12.1.2 を次のように改める。

12.1.2 一般

-1. 当該船舶の目的とする作業のみに用いられる電気設備以外のものは、**H 編**の規定のうち次に示す(1)から(89)の規定を適用するほか、本章の規定にも適合しなければならない。

- (1) **H 編 1.1.2** 通則-一般-同等効力
- (2) **H 編 1.1.3** 通則-一般-新設計理論に基づく電気設備
- (3) **H 編 1.1.5** 通則-一般-用語
- (4) **H 編 1.1.6** 通則-一般-承認図面及び資料
- (54) **H 編 2 章** 電気機器及びシステム設計
- (65) **H 編 3.4** 設備計画-非常発電装置の始動装置
- (76) **H 編 3.7** 設備計画-避雷針
- (87) **H 編 3.8** 設備計画-予備品及び属具
- (98) **H 編 6 章** 航路を制限される船舶及び小型船舶等に関する電気設備の特例

-2. 当該船舶の目的とする作業のみに用いられる電気設備は、**H 編**の規定のうち次に示す(1)から(56)の規定を原則として適用するほか、**12.1.4-1.**の規定にも適合しなければならない。ただし、**H 編**の規定により難しいものにあつては、本会が適当と認めた規格に適合したものとすることができる。

- (1) **H 編 1.1.2** 通則-一般-同等効力
- (2) **H 編 1.1.3** 通則-一般-新設計理論に基づく電気設備
- (3) **H 編 1.1.5** 通則-一般-用語
- (4) **H 編 1.1.6** 通則-一般-承認図面及び資料
- (54) **H 編 2 章** 電気機器及びシステム設計
- (65) **H 編 6 章** 航路を制限される船舶及び小型船舶等に関する電気設備の特例

12.1.3 試験*

-1.を次のように改める。

-1. 船舶の安全に係る設備又は装置及び船舶の推進に係る設備又は装置（主推進機関を有する船舶に限る。）に用いられる電気設備であつて、次の(1)から(65)に掲げるものは、当該試験を行うための適当な装置を備える製造工場等において **H 編**の関連規定に従つて試験を行わなければならない。ただし、(2)及び(3)に掲げる電気機器のうち、小容量のものにあつては、本会の適当と認める試験に代えることがある。

- (1) 発電機
- (24) 発電機及び電動機
- (32) 電動機用制御器
- (43) 主配電盤及び非常用配電盤
- (54) 単相 1kVA 及び三相 5kVA 以上の動力及び照明用変圧器
- (65) 5 kW 以上の半導体電力変換装置

12.1.5 を次のように改める。

12.1.5 主電源設備及び照明設備*

(-1.から-3.は省略)

-4. 海域を制限された船舶~~（最大搭載人員の多い船舶を除く。）~~にあつては、主電源装置を1組とすることができるが、最大搭載人員の多い船舶にあつては特別な考慮を払わなければならない。ただし、前-2.(1)(a)に掲げる航海灯、信号装置等が電気式のみである船舶にあつては、主電源装置が故障した場合にもこれらを点灯及び作動し得るよう、他の適当な電源装置を別に備えなければならない。なお、この主電源装置の他に作業上の必要から設けられる電源装置としての発電機及び原動機は、これらが主電源装置として使用できるように設備されている場合であっても、これらを当該船舶の目的とする作業のみに用いられる電源装置とみなす。

(-5.から-8.は省略)

-9. 12.1.8-3.(3)及び 12.2.3-3., 12.3.3, 12.4.2,~~又は 12.5.2 又は 12.6.2~~に規定する非常照明装置並びに 12.2.4(2)及び(3), 12.3.4(2), 12.4.3(2)及び(3),~~又は 12.5.3(2)及び(3)又は 12.6.3(2)及び(3)~~に規定する航海灯、信号装置等は、主電源装置、関連の変圧装置、主配電盤及び主照明配電盤を収容する区画の火災又はその他の災害によって、その使用が損なわれないように配置されたものでなければならない。

12.1.6 を次のように改める。

12.1.6 非常電気設備*

(-1.から-3.は省略)

-4. 主電源装置が2ヶ所以上の場所に設置され、各々の主電源装置が他の主電源装置とは完全に独立した配電及び制御系統を有する場合で、いずれか1の場所で火災又はその他の災害が発生した場合にも他の主電源装置の配電及び 12.1.8-4.及び 12.2.4, 12.3.4, 12.4.3,~~又は 12.5.3 又は 12.6.3~~に規定する非常負荷への給電に支障がない場合であつて、次の(1)から(3)の事項を満足する場合は、本会は前-1.から-3.の規定に適合しているものと見なすことがある。

- (1) 少なくとも2組の発電装置が備えられ、それらが 11.1.4-3.の規定に適合し、かつ、12.1.8-4.及び 12.2.4, 12.3.4, 12.4.3,~~又は 12.5.3 又は 12.6.3~~の規定に適合するような十分な容量を有し、かつ、それらの発電装置が少なくとも2ヶ所以上の場所に配置されていること。
- (2) 前(1)に定める場所に備えられた発電装置は、1の電源がいつでも 12.1.8-4.及び 12.2.4, 12.3.4, 12.4.3,~~又は 12.5.3 又は 12.6.3~~に要求される非常電気設備への給電がいつでも開始できるように、-7.(1), -8.から-12.及び H編 3.4 の規定に準ずること。
- (3) 前(1)により要求される各箇所的位置は前-2.の規定に適合し、その囲壁は、隣接する囲壁が「A-60」級の防熱が施された鋼製隔壁で構成される場合を除き、前-3.の規定に適合すること。

(-5.は省略)

-6. 非常電源装置の利用できる電力は、同時に運転されなければならない負荷を考慮に入れ、非常時の安全上不可欠なすべての負荷に十分給電できるものでなければならない。非常電源装置は、特定の負荷の始動電流と過渡特性を考慮し、少なくとも 12.1.8-4.及び 12.2.4, 12.3.4, 12.4.3,~~又は 12.5.3 又は 12.6.3~~に規定する負荷（電気に依存するものに限

る。)にそれぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。

(-7.は省略)

-8. 前-7.(1)(c)により要求される一時つなぎの非常電源装置は、非常時の使用に適した位置に設けられ、かつ、次の(1)及び(2)に適合する蓄電池により構成されたものでなければならない。

- (1) 充電することなく全放電時間を通じて蓄電池の公称電圧の±12%以内に電圧を維持して動作できるもので、かつ、十分な容量のものであること。
- (2) 主電源装置又は非常電源装置に故障が生じた際、少なくとも次の負荷（電気に依存するものに限る。）に自動的に30分間給電できるように装備されていること。
 - (a) ~~12.1.8-4.(1)及び12.2.4(1), 12.3.4(1), 12.4.3(1),~~又は12.5.3(1)又は~~12.6.3(1)~~により要求される非常照明装置。ただし、機関区域、居住区域及び業務区域にあっては、恒久的に設置され、個々に自動充電されるリレー動作の蓄電池灯が装備されている場合を除く。
 - (b) ~~12.2.4(2), 12.3.4(2), 12.4.3(2),~~又は12.5.3(2)又は~~12.6.3(2)~~により要求される灯火及び信号装置。
 - (c) ~~12.1.8-4.(2)(b)並びに12.2.4(4)(a),(c)から(e)及び12.2.4(5), 12.3.4(3),(6)及び(7), 12.4.3(4)(a), (c)及び(d),~~又は12.5.3(4)(a), (c)及び(d)又は~~12.6.3(4)(a), (c)及び(d)~~により要求される負荷。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池により、指定された時間独立した給電を受けられる場合を除く。

(-9.から-13.は省略)

-14. 海域を制限された船舶（~~最大搭載人員の多い船舶を除く。~~）にあっては、本会は本12.1.6の規定の適用について参酌することがある。

-15. 前-14.の適用上、最大搭載人員の多い船舶にあっては、特別な考慮を払わなければならない。

12.1.8 主推進機関を有する船舶に対する追加要件*

-3.を次のように改める。

-3. 主電源設備及び照明設備

- (1) 主電源設備の構成は、推進機関又は推進軸系の回転数や回転方向にかかわらずなく12.1.5-2.に規定する電気設備の運転を維持できるものでなければならない。
- (2) 発電設備は、いずれか1台の発電機又はその原動力装置の稼働が停止した場合においても、残りの発電装置によりデッドシップ状態から主推進装置を始動させるために必要な電気設備を運転できるようなものでなければならない。この場合、非常発電機単独の容量又は他のいずれかの発電機との合計容量が、同時に12.2.4, 12.3.4, ~~12.4.3,~~又は12.5.3 ~~又は12.6.3~~の規定により要求される非常電気設備に対しても十分に電力を供給できる場合には、デッドシップ状態からの始動に非常電源装置を使用することができる。
- (3) 操舵装置の設置場所には、安全上十分な非常照明装置を設けなければならない。

14 章 防火構造及び脱出設備

14.1 一般

14.1.1 適用

-2.を次のように改める。

-2. 長期間着底又は位置保持される船舶以外の船型及びバージ型船舶の防火構造及び脱出設備については ~~R 編及び 14.7~~ の規定によらなければならない。

附 則

1. この規則は、2019 年 4 月 25 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物等

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 10 月 25 日 達 第 77 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 10 月 25 日 達 第 77 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

P11 機関

P11.1 一般

P11.1.4 機関に対する一般要件

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 規則 P 編 11.1.4-5.にいう「特別な考慮」とは、主管庁が適当と認める対策（例えば、最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応）を講じることをいう。

P12 電気設備

P12.1 一般

P12.1.3 を次のように改める。

P12.1.3 試験

-1. 規則 P 編 12.1.3-1.にいう「本会の適当と認める試験に代えること」とは連続定格容量が 100 kW 未満の電動機及び同制御器の製造工場における試験を，製造者が行う試験に代えることをいう。この場合，本会は試験成績書の提出又は提示を要求することがある。

~~-2.~~ (省略)

~~-3.~~ (省略)

~~-4.~~ (省略)

~~-5.~~ (省略)

~~-6.~~ (省略)

P12.1.5 主電源設備及び照明設備

-6.として次の 1 項を加える。

-6. 規則 P 編 12.1.5-4.にいう「特別な考慮」とは，主管庁が適当と認める対策（例えば，最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応）を講じることをいう。

P12.1.6 を次のように改める。

P12.1.6 非常電気設備

-1. 規則 P 編 12.1.6-7.(1)(c)における始動装置は次の(1)から(3)によるものとする。

(1) 始動源は，原動機を少なくとも 6 回始動できる容量のものであること。

(2) 自動始動装置が連続再始動方式である場合には，始動回数は 3 回以下とすること。

(3) 自動始動装置には，最初の連続再始動後に原動機を更に 3 回始動できる始動源の残量を確保できるような手段を講じること。

-2. 規則 P 編 12.1.6-15.にいう「特別な考慮」とは，主管庁が適当と認める対策（例えば，最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応）を講じることをいう。

(図 P12.1.5-1.は省略)

附 則

1. この達は，2019 年 4 月 25 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず，申込みがあれば，この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。